

小中学校体育館空調整備に係る
事業手法調査及び事業者選定支援等業務委託(債務負担行為)

【募集要領】

- [1] 件 名 小中学校体育館空調整備に係る事業手法調査及び事業者選定支援等業務委託(債務負担行為)
- [2] 目 的 この要領は、松山市立小中学校の体育館空調設備整備にあたり、民間活力を活用した事業手法の調査・検討を行うとともに、選択した事業手法に基づく実施事業者を選定するため、公募型プロポーザル方式によって企画提案を募集し、参加者から企画提案を求めることにより、民間の優れた創造力・技術力・経験及び実績やコスト意識等を活用し、業務内容の品質をより高めるために外部の専門業者を選定することを目的とする。
- [3] 内 容 仕様書(別紙1)のとおり
- [4] 履行期間 契約締結日から令和 9 年 3 月31日まで
- [5] 履行場所 市長が指示する場所
- [6] 契約方法 公募型プロポーザル方式による随意契約
- [7] 提案限度価格 50,210,000 円(消費税及び地方消費税を含む。)
【令和 7 年度】 19,940,000 円(消費税及び地方消費税を含む。)
【令和 8 年度】 30,270,000 円(消費税及び地方消費税を含む。)
なお、提案限度価格を超える提案については無効とする。
- [8] 参加資格要件 本募集要領の公告日において、次の全ての要件を満たしていること。
① 法人格を有している者であること。
② 平成22年4月以降で PPP/PFI 手法による公共施設の空調設備整備に係る事業手法調査業務及び事業者選定手続きを支援する業務を元請けとして受託し、完了した実績を1件以上有すること。
③ 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の4第 1 項に該当する者でないこと。
④ 会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)に基づき更生手続きの開始申立てをしている者又は民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)に基づ

- き再生手続きの開始申立てをしている者でないこと。
- ⑤ 国税(消費税及び地方消費税、法人税(個人の場合は所得税))及び地方税(松山市税又は本店所在地の区市町村民税)を滞納している者でないこと。
 - ⑥ 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。)、暴力団員(同法同条第6号に規定する暴力団員をいう。))若しくは暴力団準構成員(暴力団員以外の暴力団と関係を有する者であって、暴力団の威力を背景に暴力的不当行為等(同法同条第1項に規定する暴力的不当行為等をいう。))を行うおそれがあるもの又は暴力団若しくは暴力団員に対し、資金、武器等の供給を行うなど暴力団の維持若しくは運営に協力し、若しくは関与するものをいう。)、又はこれらの者又はこれらの者でなくなった日から5年を経過していない者を役員等、代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用している者でないこと。
 - ⑦ 松山市の入札参加資格停止又は入札参加制限の措置を受けている者でないこと。

- | | | |
|-------------|--|--|
| [9] 評価基準 | 評価基準書(別紙2)のとおり | |
| [10] 選考委員会 | <ul style="list-style-type: none"> ① 委託事業者は、公募型プロポーザル方式により選考する。 ② 委託事業者は、選考委員会の評価に基づき市長が決定する。 ③ 選考は、評価基準書に基づき、企画提案書及びプレゼンテーション・ヒアリングの審査により行う。 ④ 選考の結果、評価点の合計が最も高い者を優先交渉権者とし、随意契約の交渉を行う。ただし、その者と合意に至らない場合は、次に評価点の合計が高い者から順に交渉を行う。 ⑤ 評価点の合計が同点の場合は、選考委員会の多数決により選考する。 ⑥ 選考結果は参加者全てに通知する。 ⑦ 参加者が1者になった場合でも評価を行い、最低水準点を設けた項目において各選考委員の評価点の平均点が最低水準点以上であれば特定する。 | |
| [11] 選考委員 | 選考委員会は市職員5名で構成する。なお、外部の有識者(2名以上)を置き、意見を求めるものとする。 | |
| [12] スケジュール | <ul style="list-style-type: none"> (1)募集要領等の公表 (2)募集要領等に関する質問受付 | <p>令和7年10月1日(水)</p> <p>令和7年10月2日(木)</p> <p>～ 令和7年10月20日(月)</p> |

- | | | |
|--|--------------------|---|
| | (3)募集要領等に関する質問の回答 | 令和7年 10 月 3 日(金)
～ 令和7年 10 月 23 日(木) |
| | (4)参加表明書の提出〆切 | 令和7年 10 月 24 日(金) |
| | (5)提案書等の提出〆切 | 令和7年 11 月 4 日(火) |
| | (6)応募事業者数の公表 | 令和7年 11 月 6 日(木) |
| | (7)プレゼンテーション・ヒアリング | 令和7年 11 月中旬 |
| | (8)選考結果の通知・公表 | 令和7年 11 月下旬 |
| | (9)契約締結・公表 | 令和7年 11 月下旬 |
-
- | | | |
|---------------|---------|--|
| [13] 募集要領等の配布 | (1)配布期間 | 令和7年 10 月 1 日(水)～10 月 24 日(金) |
| | (2)配布場所 | [26]事務局 |
| | (3)配布方法 | 配布場所で直接受け取るか、市 HP からダウンロードする。
https://city.matsuyama.ehime.jp/shisei/den-shinyusatsu/gyouमितaku/info/r7itaku/kuu-cho2025.html |
-
- | | | |
|---------------|----------|--|
| [14] 質問・回答・公表 | (1)受付期間 | 令和7年 10 月 2 日(木)～10 月 20 日(月) 17時まで |
| | (2)受付方法 | 質問書(様式1)に質問事項を記載し、電子メールで提出する。電話・来庁・FAX・口頭等での質問は受け付けない。 |
| | (3)留意事項 | 質問は、参加表明書、提案書等の記載方法及び仕様書の内容等に関するものに限り受け付ける。 |
| | (4)回答・公表 | おおむね3営業日以内に質問者に電子メールで回答するとともに、松山市 HP で公表する。
https://city.matsuyama.ehime.jp/shisei/den-shinyusatsu/gyouमितaku/info/r7itaku/kuu-cho2025.html |
-
- | | | |
|---------------|---|-----------------------------|
| [15] 参加表明書の提出 | 本募集に参加しようとする者は、次のとおり参加表明をすること。なお、後日やむを得ず参加を見送る場合は辞退届(様式自由)を提出することとするが、後日不利益となるものではない。 | |
| | (1)提出期限 | 令和7年10月24日(金) 17 時必着とする。 |
| | (2)提出書類 | [20]提出書類:No.1～No.5 を提出すること。 |
| | (3)提出部数 | 1 部(正本 1 部のみで可) |
| | (4)提出場所 | [26]事務局 |
| | (5)提出方法 | 持参又は郵送(信書の郵送に適する方法) |
-
- | | | |
|-----------|---|--|
| [16] 現地見学 | 希望者に対して事務局案内のもと施設及び敷地の見学会を実施する。
① 希望者は、「法人名」・「参加人数」・「参加者氏名」・「希望する見学先」・ | |
|-----------|---|--|

「見学会希望日」を事務局へメールすること。

- ② 見学会実施時に資料の閲覧を希望する場合は、①のメールに、閲覧希望資料を記載すること。
- ③ 見学会希望日は、募集要領の公表日から 11 月 4 日(火)までの間で、候補日時を3案提示すること。実施日は希望者に直接回答する。
- ④ 見学会参加者は、見学会当日に名刺を提出すること。

[17] 資料の貸与・閲覧

資料の貸与・閲覧(以下「貸与等」という。)を希望する場合は、希望する資料及び貸与等希望期間・日時を事務局にメールすること。貸与を希望する場合は、参加表明書の提出後、借用申請書(様式9)を提出すること。

・貸与等する資料は、提案書を作成するために必要と認める範囲に限る。

・貸与した資料の複製、目的外使用及び転貸は禁止する。

[18] 提案書等の提出

- (1) 提出期限 令和7年 11 月 4 日(火) 17 時必着とする。
- (2) 提出書類 [20]提出書類:No.6～No.13 を提出すること。
- (3) 提出部数 11 部(正本 1 部、副本 10 部)
※副本には提案者名(会社名)を記載しないこと
- (4) 提出場所 [26]事務局
- (5) 提出方法 持参又は郵送(信書の郵送に適する方法)

[19] 提案書等の作成要領

- ① 提案書の様式・テーマごとのページ配分は任意とし、カラー印刷も可とするが、用紙は A3 版又は A4版とし、文字サイズは 10.5pt 以上、左綴じとし、ページ番号を付すこと。
- ② A4版ファイルに左綴じし、項目ごとにインデックスを貼付すること。正本の表紙と背表紙に業務名と応募事業者名を記入すること。副本には事業者名を記入しないこと。
- ③ 提案書は、ボリュームを評価の対象にはしないので、読みやすさや簡潔さに留意したページ数にすること。
- ④ 提出書類の差し替え、修正、追加等は受け付けない。ただし、選考委員会から要請のあったものについては、この限りではない。
- ⑤ 提案書の概要版を A4 版1枚にまとめて同時に提出すること。
- ⑥ 独自・上乘せ提案がある場合は、提案書の該当部分に「独自・上乘せ」と記載するとともに、概要版にその項目を記載すること。

[20] 提出書類

次の書類を提出すること。

ただし、公告日時点で松山市競争入札参加者資格を有している者は、No.2～5 及び No.12～13 の書類は提出不要とする。

No.	書類名	注意事項
1	参加表明書 (様式 2)	印鑑は実印を押印すること。(法務局が証明する代表者の印鑑) ただし、公告日時点で松山市競争入札参加者資格を有している者は、届け出ている使用印鑑を押印すること。
2	印鑑証明書(原本)	参加表明書を提出するために押印した実印の証明書。(発行後 3 ヶ月を超えないもの)
3	履歴事項全部証明書(原本)	法務局で発行する法人の履歴事項全部証明書。(発行後 3 ヶ月を超えないもの)
4	完納証明書(原本) 又は 納税証明書(原本)	次の証明書を添付すること。(発行後 3 ヶ月を超えないもの) (ア)松山市で課税がある場合(松山市に本店・支店・営業所・出張所等がある場合等) ➢ 松山市(納付推進課)が発行する完納証明書。 (イ) 上記以外の場合 ➢ 本店所在地の市町村等が発行する完納証明書又は法人市町村民税の納税証明書。 ➢ ただし、本店所在地が東京 23 区の場合は、都税事務所が発行する法人住民税納税証明書。
5	法人税、消費税及び地方消費税の納税証明書(原本) (未納の税額がないことの証明)その3の3	申告している税務署が発行する納税証明書。(発行後 3 ヶ月を超えないもの) なお、免税事業者・新規事業者に関わらず発行されるので必ず添付すること。
6	提案審査申請書 (様式3)	—
7	企画提案書・概要版	[19]作成要領に基づき作成すること。
8	事業者の概要 (様式4)	—
9	業務執行体制 (様式5)	—
10	業務実績 (様式6)	—

11	参考見積書 (様式7)	[21]参考見積書の記入要領に基づき作成すること。
12	財務諸表類	直近 2 年分の財務諸表類(貸借対照表及び損益計算書)の写しを提出すること。
13	経営状況等調査表 (様式8)	－
14	借用申請書 (様式9)	参加表明書提出後から企画提案書提出までの間に、必要に応じて提出すること。
	* チェックリスト	チェックリストを使用し、提出書類をチェックすること。提出書類の先頭に添付し、書類番号の順に並べて提出すること。

[21] 参考見積書の記入要領

- ① 参考見積書(様式7)を先頭に、人件費や管理費等各年度の詳細な積算内訳書を添付すること。
- ② 参考見積書に押印する印鑑は実印(法務局が証明する代表者の印鑑)とし、添付書類全てに割印を押すこと。ただし、公告日時点で松山市競争入札参加資格を有している者については、届け出ている使用印鑑を押印すること。
- ③ 参考見積書に記入する金額は契約希望金額とすること。

[22] 審査

次のとおりプレゼンテーション・ヒアリング審査を実施する。審査は個別に行い、非公開とする。審査の順番は、参加表明書の受付順とする。

- (1) 実施日時 令和7年 11 月中旬を予定しているが、詳細な日時は別途通知する。
- (2) 実施場所 別途通知する。
- (3) 実施時間 1 者につき 40 分程度
【プレゼンテーション】20 分程度
【ヒアリング】20 分程度
- (4) 出席者 1 者につき5名までとする。
ただし、管理技術者となる予定の者は出席すること。
- (5) 留意事項 ・プレゼンテーションは、概要書及び提案書を基に行うものとし、追加の配布物は認めない。
・提案者が持参したパソコン等を使用してよい。
・プロジェクター及びスクリーンは市が用意する
・提案前に1分程度の準備時間を設ける。

[23] 失格事項

参加者が次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- ① 提出書類に虚偽の記載があった場合。

- ② 募集要領に違反した場合。
- ③ 公正を欠いた行為があったとして選考委員会が認めた場合。
- ④ 提出書類に不備、錯誤があり、選考委員会が再提出を指示したにもかかわらず、期限内に提出されなかった場合。
- ⑤ 最低水準点を設けた項目において、各選考委員の評価点の平均点が最低水準点に満たない場合。
- ⑥ 正当な理由なくプレゼンテーション・ヒアリングに応じなかった場合。
- ⑦ 公告日から契約締結日までに参加要件を欠く事態が生じた場合。
- ⑧ コンソーシアム若しくは複数の業者による連合体で書類を提出した場合。

〔24〕 無効事項

参加者が次のいずれかに該当する場合は、無効とする。

- ① 提出期限を過ぎて提出書類が提出された場合。
- ② 〔7〕提案限度価格を超えた見積書を提示した場合。

〔25〕 留意事項

- ① 本プロポーザルに係る一切の費用は参加者の負担とする。
- ② 提出後の提出書類の差し替え、修正、追加等は認めない。ただし、選考委員会から要請のあったものはこの限りではない。
- ③ 提出された書類等は返却しない。
- ④ 採用された提案書等の著作権は松山市に帰属する。ただし、著作権が松山市に帰属することによって、類似業務のプロポーザルへの参加等に支障が生じるようになる場合は、この限りではない。契約内容の双方協議の際に申し出があれば、提案書等の内容の取扱いについて別途協議する。
- ⑤ 提出された提案書等は、必要な範囲で複製を作成することがある。
- ⑥ 提出された提案書等は、松山市情報公開条例に基づき、公開することがある。
- ⑦ 本プロポーザルは優先交渉権者の特定を目的に実施するものであり、契約内容においては必ずしも提案内容に沿うものではない。
- ⑧ 提出書類の記入において、公告日時点で松山市競争入札参加者資格を有している者は、届け出ている使用印鑑を押印し、委任登録をしている場合は、受任者情報を記入すること。
- ⑨ 本募集要領に定めるもののほか、必要な事項は事務局が定める。
- ⑩ 特定結果の公表の際は、被特定者以外の参加者の評価結果に結びつかないよう配慮する。ただし、参加者数が 2 者のみの場合はこの限りではない。
- ⑪ 本業務を請け負うこととなった事業者は、契約締結日以降で直近に募集される松山市競争入札参加者資格審査申請に届け出し、資格取得すること。

[26] 事務局

〒790-0003 松山市三番町六丁目6-1

松山市教育委員会事務局 学習施設課（担当:石本・渡部、三木・横山）

TEL:089-948-6831 FAX:089-934-3419

E-mail:kygakushu@city.matsuyama.ehime.jp

※対応は、土・日・祝日除く9時から17時までとする。

※事務局にメール又は郵送した場合は、その旨を必ず電話連絡すること。